

# Stand UP! NO.27

2017年2月27日

発行責任者 佐久間 晃史

編集責任者 情 宣 部

## 「休憩時間」に 「休憩」できていますか？

安倍政権は「働き方改革」と称し、消費拡大策も考えたプレミアムフライデーという誰の為かよく分からない施策を実施しました。一方、貨物会社では「年休が入らないのは仕方ない」「休憩時間に電話対応するのは仕方ない」「残業するのは仕方ない」等、多くの「仕方ない」が職場では蔓延しています。

まだまだ多くの「仕方ない」があると思いますが、例えば「休憩時間の電話対応」「会社が定めた制服に着替える時間」「事務所の掃除」「作業前の準備体操」「引き継ぎ時間」は原則として労働時間となります。

## 「仕方ない」では何も解決しない!!

過去の判例「三菱重工業長崎造船所事件 最高裁 平成12年3月9日」では、更衣室での作業服及び保護具等の装着や準備体操は「労働時間」であるという判決が下されています。しかし、「みんな我慢しているから文句を言うのは控えよう」という潜在意識があり、職場で声をあげるのは中々難しいのかもしれませんが、声をあげるのは大変ですが、大勢で声をあげれば職場を変える力になります!!

## 当たり前の権利をかち取る為 共に声をあげよう!!